

ふれあいスポーツ大会開催



しんとみ 広報

お知らせ版 No. 1

令和元年6月10日発行 (次号6月25日)

編集:総務課(担当:荻岐 晃也33-6002)

※記事の内容については、各課等へお問い合わせください。

<http://www.town.shintomi.lg.jp/>

本紙は、ホームページからダウンロードできます。

5月31日(金)、60歳以上の方や身体に障害のある方を対象とした、第47回ふれあいスポーツ大会が新富町体育館で開催されました。約160名の方が参加し用意された各競技に、チームメンバーと協力しながら和気あいあいとプレイしていました。

町職員採用試験の実施

新富町職員採用試験を次のとおり実施します。

1 採用試験の種類、職種、採用予定人員及び職務の内容

種類	職種	採用予定人員
初級	建築(C)	若干名
	管理栄養士(J)	若干名

2 受験資格

- (1) 学歴は問いません。
- (2) 年齢



種類	職種	受験資格
初級	建築(C)	昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者 ただし、2級建築士の資格を有している者
	管理栄養士(J)	昭和59年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者 ただし、管理栄養士の資格を有している者

3 試験の期日、場所

- (1) 試験日 7月28日(日) 新富町役場

4 受付期間

7月1日(月)から7月12日(金)まで
午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜日は除く)

5 実施要項、申込用紙交付場所

新富町役場 総務課 職員担当
〒889-1493 児湯郡新富町大字上富田7491番地

問合せ:総務課
いのした せい なかやま
(担当) 井下・清・中山
☎33-6002

新富町定例教育委員会の開催について

○日時 令和元年6月21日(金) 9:30開会

○場所 新富町役場 3階 A会議室

◆傍聴について

会議の傍聴をされる方は、当日、開催予定時刻の10分前までに開催場所にて受付を済ませてください。定員を超えた場合および議案の内容により入場を制限する場合があります。

問合せ:教育総務課
おしかわ みか
(担当) 押川美香 ☎33-6079

新富町臨時職員募集のお知らせ

新富町役場で臨時職員として勤務を希望される方は、事前に登録が必要になります。登録された方の中から必要に応じ選考を行い、勤務していただくことになります。
勤務内容は次の通りです。

業務内容	事務補助
任用期間	令和元年7月1日から令和元年10月31日まで
勤務時間	原則として月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
賃金	日額6,000円（手当などは一切支給されません）
採用方法	書類審査、若しくは書類審査及び面接による選考
その他	社会保険、雇用保険を適用します。※勤務条件によります。
受付期間	令和元年6月21日（金）まで
登録方法	役場備え付けの申込書及び市販の履歴書（写真添付）を提出してください。

問合せ：総務課（担当）せい なかやま清・中山 ☎33-6002

新富町空き家バンクの運用開始と空き家バンクリフォーム等補助金について

町内で遊休化している家屋の利活用を推進するため、空き家バンクの運用を開始します。また、空き家バンクに登録された家屋のリフォーム等費用に対する補助を新設しました。補助要件等は以下のとおりです。

新富町空き家バンク	新富町空き家バンクリフォーム等補助金
<p>○対象</p> <ul style="list-style-type: none">町内に空き家を所有しており、賃貸や売却を考えている方。 <p>○登録方法</p> <ul style="list-style-type: none">登録申請書等を総合政策課へ提出してください。その後、現地確認等を経て登録されます。（空き家の状態等によっては登録をお断りする場合があります。） <p>○登録期間</p> <ul style="list-style-type: none">5年（更新可） <p>※空き家バンク登録後、利用希望者の紹介等は総合政策課で行ないますが、契約までの交渉等は当事者同士で行なう必要があります。</p>	<p>○対象</p> <ul style="list-style-type: none">空き家バンクに登録された家屋を利活用する方。（家屋所有者、利用者等。ただし親族間の賃貸、売買による利活用は対象外。） <p>○補助内容</p> <ul style="list-style-type: none">町内施工業者によるリフォーム （住宅部分にかかる経費の2分の1を助成。100万円を上限。）町外施工業者によるリフォーム （住宅部分にかかる経費の4分の1を助成。50万円を上限。）家財道具等撤去事業補助金 利用登録者への受け渡しの前に、登録空き家から家財道具等を撤去する際の費用を補助します。 （撤去に要した経費の2分の1を助成。20万円を上限。）

空き家を利用する場合でも利用者登録等が必要となりますので、総合政策課までお問い合わせください。

問合せ：総合政策課（担当）さやまゆうき佐山雄樹 ☎33-6012

新富町の町道について

町道の陥没や、立木等の伐採、道路脇の除草など、町道管理に関するご要望やご依頼などがありましたら都市建設課土木係までご連絡ください。

問合せ：都市建設課（担当）ひらい こまつ平井・小松 ☎33-6018

光化学オキシダント注意報の発令について

1. 光化学オキシダント注意報とは

西都・児湯地域の光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、気象条件からみてこの状態が継続すると認められる場合に、宮崎県は光化学オキシダント注意報を発令します。

宮崎県が西都・児湯地域に光化学オキシダント注意報を発令した場合、新富町では町民の皆様にご注意を呼びかけます。

○光化学オキシダントとは？

光化学オキシダント（OX）とは、自動車や工場等から排出される窒素酸化物等が太陽の紫外線により化学反応を起こして発生する汚染物質で、光化学スモッグの原因となり、高濃度で粘膜を刺激するため、「目がチカチカする」「のどが痛い」「息苦しい」などの症状が出るといわれています。

2. 光化学オキシダント注意報が発令されたら

- ▶ 不要不急の外出や屋外での激しい運動は控えてください。
- ▶ 目やのどに刺激を感じることがありますので、その際は洗顔やうがい等を行い、しばらく安静にしてください。
- ▶ 症状が改善されないときは、医師の診断を受けてください。
- ▶ 被害を受けた方は、都市建設課にご連絡ください。
- ▶ 光化学オキシダントの情報は、以下のホームページから確認できます。

「みやざきの空」[URL:http://www.miyazaki-taiki.jp/kankyo/taiki/](http://www.miyazaki-taiki.jp/kankyo/taiki/)

3. 新富町での注意報の周知方法

本町では、以下のツールを使って町民の皆様にご情報発信を行います。

- ①IP 告知放送
- ②新富町公式ホームページ、facebook ページ
- ③新富町防災メール

問合せ：都市建設課
ながともとしひろ
(担当) 長友俊博 ☎33-6072

民生委員・児童委員 一斉改選の年です。ご理解とご協力をお願いします。

民生委員・児童委員は、地域の身近な相談役として、日々さまざまな問題解決に向けて、熱心に取り組んでおられます。

誰もが安心して生活できる地域づくりのために、地域住民の立場にたって、地域の福祉を担うボランティアです。また、主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。

地域の身近な相談役として、地域に寄り添い活躍されている民生委員・児童委員は、町民の安心安全な福祉のまちづくりの実現に欠かせない役割を担っています。

民生委員・児童委員の任期は3年であり、今年は全国一斉改選が行われます。

地域全体の福祉を支える民生委員・児童委員の活動にご理解とご協力をお願いします。

問合せ：福祉課 (担当) せいとしふみ
清紀文 ☎33-6382

行政機関などに対する苦情・要望は行政相談員へ

福祉、登記、年金などに関することや生活面での安全対策等、行政（国・県・町）に関して困ったことや相談したいことなどありましたら、気軽にご相談ください。

- 日時：6月28日（金）午前9時30分～正午
- 場所：福祉学習等供用施設（旧中央公民館）
- 相談員：比江島光裕

問合せ：総務課 (担当) くどうたかゆき
工藤貴之 ☎33-6002

身体障害者補助犬の給付について

宮崎県では、身体障がい者の自立と社会参加を促進するため、身体障害者補助犬を給付しています。給付を希望される方は、福祉課までお問い合わせください。

○受付期間

令和元年7月31日(水)まで

○給付を受けることができる方 ※給付者については、選考のうえ決定されます。

①県内に概ね1年以上居住する18歳以上の方で次のいずれかの状態にある方

- ・視覚障がい1級の身体障害者手帳の交付を受けている方又はこれに準ずる方
- ・肢体不自由1、2級の身体障害者手帳の交付を受けている方又はこれに準ずる方
- ・聴覚障がい2級の身体障害者手帳の交付を受けている方又はこれに準ずる方

②所定の訓練を受け、身体障害者補助犬を適切に利用し、飼育できる方

③身体障害者補助犬を使用することにより就労等社会活動への参加に効果があると認められる方

○歩行訓練について

身体障害者補助犬の給付を受ける方は、県が委託した訓練施設において約1か月間、身体障害者補助犬との訓練を受けていただきます。

なお、盲導犬につきましては、県外の施設から選んでいただくことになります。

○経費について

身体障害者補助犬の購入及び訓練に要する経費については、県が負担しますが、訓練施設までの旅費、訓練期間中の本人の食費、給付後の経費(飼育費等)は本人の負担となります。

○補助犬とは

盲導犬:目の見えない人、見えにくい人が町の中を安全に歩けるようにサポートします。障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角を教えたりします。

聴導犬:音が聞こえない、聞こえにくい人に生活の中の必要な音を知らせます。玄関のチャイム音、FAX着信音、赤ちゃんの泣き声などを聞き分けて教えます。

介助犬:手や足に障がいのある人の日常の生活動作をサポートします。物を拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、着脱衣の介助などを行います。

問合せ：福祉課（担当）黒木莉沙^{くろぎりさ} ☎33-6382

[作品募集]～第14回フォトコンテスト開催のお知らせ～

ギャラリーしんとみフォトコンテストを開催いたします。

あなたが撮影した写真をギャラリーしんとみに展示しませんか？

多数のご応募をお待ちしております。

1 出展規格

- ◆題 材：風景、人物、動物など未発表の作品であれば可
- ◆サ イ ズ：65センチ×85センチ以内のパネル張りか額装（A4サイズ可）
- ◆出 展 料：無料
- ◆出品点数：一人3点まで

2 出展申し込み及び搬入

- ◆期間：令和元年7月6日（土）～7月13日（土） *7月8日（月） 休館日
- ◆時間：10：00～17：00
- ◆場所：ギャラリーしんとみ

3 展示期間：令和元年7月16日（火）～7月28日（日）

4 賞：各賞有り

問合せ：ギャラリーしんとみ ☎33-0577